

Q & A

1 個別避難計画の作成全般について

1-1	Q	個別避難計画は、必ず作成しなければならないのですか。
	A	必ず作成しなければならないものではなく、あくまでも避難行動要支援者本人またはご家族の同意のもとで作成するのですが、災害時の避難支援の実効性が高まることが期待されるため、可能な限り作成をお願いしているものです。
1-2	Q	個別避難計画を作成すれば、優先して助けてもらえるのですか。
	A	個別避難計画の作成と記載情報の共有は、地域による助け合い（共助）の活動を推進するためのものであり、公的機関による優先的な救助を保証するものではありません。 また、災害発生時には誰もが被災者となり得るため、災害の規模や状況によって、避難支援等実施者からの支援が得られない場合もありますことをご理解いただけますようお願いします。
1-3	Q	個別避難計画は、どのように活用されるのですか。
	A	町内の民生委員や自主防災組織、市社会福祉協議会などの避難支援等関係者に提供し、普段の見守りや災害発生時の避難支援に活用されます。

2 避難支援等実施者について

2-1	Q	避難支援等実施者には誰になってもらえばいいですか。
	A	隣近所にお住まいの家族や親族、友人、知人の方など、災害時にすぐに来られるような方に、了解を得た上で避難支援等実施者になっていたいただくのが望ましいです。 また、避難支援等実施者は、必ずしも個人ではなく、町内会や自主防災会などの団体でも構いません。 なお、民生委員は、災害発生時には町内全体の情報把握や住民の安否確認を行う等の役割があることから、親族、友人等の親しい関係である場合を除いて、避難支援等実施者としての登録は推奨していません。

	Q	避難支援等実施者を探すのは誰ですか。
2-2	A	<p>避難行動要支援者の支援制度は、地域による助け合いという共助の精神に基づくものであるため、ご本人やご家族自らが、候補者に依頼することを基本としています。</p> <p>そのため、日頃から近隣の皆様と良好な関係づくりを心掛けていただくようお願いします。</p>
	Q	避難支援等実施者が見つからない場合は、計画は作成できませんか。
2-3	A	<p>避難支援等実施者が見つからない場合でも、計画を作成することは可能ですが、計画の実効性を高めるため、できるだけ協力してくれる方を見つけるようにしてください。</p> <p>一旦、避難支援等実施者の記載のない状態で計画を提出いただき、引き続き実施者を検討してくださるようお願いします。</p>
	Q	ケアマネージャーや相談支援専門員に対して、避難支援等実施者になってほしいと頼まれた場合どうすればいいですか。
2-4	A	災害発生時に、ケアマネージャーや相談支援専門員が、個々の利用者に声掛けや避難支援を行うことは限界があると考えられることから、ご検討の上、対応が難しい場合はその旨を丁寧にご説明いただくようお願いします。
	Q	ケアマネージャーや相談支援専門員に対して、避難支援等実施者を探したり、候補者に依頼をしてほしいと頼まれた場合どうすればいいですか。
2-5	A	ご本人や家族が候補者に依頼することが困難な状況で、そのお手伝いが必要であると判断される場合には、候補者への依頼に付き添いをする、民生委員など地域の支援者に候補者探しへの協力を求めるなどにより、可能な範囲で支援をしてくださるようお願いします。
	Q	避難支援等実施者が行う避難支援とは、具体的にどのようなことですか。
2-6	A	<p>平常時の見守り活動や、災害発生の恐れが高い際の早めの避難の呼びかけ、避難誘導、災害発時の安否確認等を指します。ただし、これら全ての支援を義務付けるものではなく、避難支援者ができる範囲で行うことになります。</p> <p>そのため、避難呼びかけのみを実施可能な方であっても、避難支援実施者として記入いただくことも可能です。</p>

	Q	避難支援等実施者になると、必ず支援をしなければならないですか。
2-7	A	災害時には、避難支援等実施者も被災する可能性があるため、避難支援は、ご自身や家族の生命・身体の安全を確保した上で、可能な範囲で実施していただくもので、法的な責任や義務を負うものではありません。

3 避難場所について

	Q	避難場所が複数ある場合、個別避難計画にはどの場所を記載すればよいですか。
3-1	A	避難のしやすさなどを基準に場所を選んでいただいて構いませんが、災害の種類によって開設される避難所が異なることがありますので、ハザードマップを確認の上、申請書で□マークのある災害の種類に合致した避難場所を設定するようお願いします。申請書に□マークがない地域にお住まいの場合であっても、危険区域非該当の避難場所は必ず記載してください。
	Q	ハザードマップで確認すると、一番近い指定避難所でも自宅から数キロ離れてしまうところにしかありませんが、そこを避難先として記載することになりますか。
3-2	A	洪水や津波などの場合、広範囲に被害が及ぶことがあるため、最悪のケースを想定して、浸水しない区域の避難場所を設定しておく必要があります。ただし、浸水区域外への避難が現実的に難しい場合は、津波避難ビルなどを一時的な避難場所として記載してください。
	Q	避難場所は指定避難所でなければなりませんか。
3-3	A	避難場所は必ずしも指定避難所でなければならないわけではありません。 ハザードマップ上の危険を確認することが前提ですが、自宅の高層階や安全な親族・知人宅などでも避難場所となり得ます。要支援者に合わせた避難場所を記載するようお願いします。

	Q	福祉避難所とは何ですか。 また、福祉避難所を直接の避難場所としてよいですか。
3-4	A	<p>福祉避難所は、一般の避難所生活で特別な配慮を必要な方々を対象に開設する二次的避難所で、八戸市総合福祉会館等の公共施設と、市と協定を締結した民間の福祉施設を指定しています（指定施設は市ホームページで確認できます）。</p> <p>災害発生時には、まずは一般の指定避難所に避難して身の安全を確保した後に、市職員が避難者の身体状況等を聞き取り、必要に応じて福祉避難所へ移動していただく仕組みとしており、民間施設の福祉避難所については、施設の被災状況や職員配置などの受入体制を確認した上で、市が開設の要請を行うこととしています。</p> <p>そのため、対象者が普段から利用している施設等で、施設側との協議が整った場合を除き、福祉避難所を直接の避難先に指定することはできません。</p>

4 作成業務委託について

	Q	当該年度の作成対象外地域の福祉サービス利用者から個別避難計画を作成したいという相談を受けた場合、または、災害時要援護者の要件に当てはまる人がいる場合、どうすればよいですか。
4-1	A	<p>作成対象外地域の方でも個別避難計画を作成することは可能ですが、委託料の支払いの対象とはならないため、福祉政策課までご連絡ください。</p> <p>要件に当てはまる方については、対象者リスト（追加）にまとめて提出くださるようお願いします。</p>
	Q	計画の作成中に、対象者が亡くなられたり、施設に入所したりした場合、委託料は支払われますか。
4-2	A	<p>対象者の死亡など、作成対象外となる事由が発生した場合は、すぐに計画の作成を中止してください。</p> <p>ただし、作成した計画を当市に提出した後に事由が発生した場合は、委託料をお支払いします。</p>

	Q	計画の作成中（①）または作成後（②）、担当のサービス事業所が変更になった場合、どうすればよいですか。
4-3	A	<p>①作成中にサービス事業所が変更になった場合は、変更後の事業所（法人）で作成を引き継ぐことになりますので、速やかに市に連絡をお願いします（変更後の事業所を運営する法人と市が作成業務委託契約及び協定を締結します）。</p> <p>②作成後にサービス事業所が変更になった場合、個別避難計画書の保管及び内容変更時の届出等を、変更後の事業所に引き継ぐことになりますので、市に連絡をお願いします（変更後の事業所を運営する法人と市が協定を締結します）。</p>